

U I J ターン就業・創業移住支援事業及び 地域課題解決型創業支援事業実施要領

(趣旨)

第1 この要領は、U I J ターン就業・創業移住支援事業補助金交付要綱（以下「要綱」という。）に基づき、長野県と県内市町村とが共同して実施するU I J ターン就業・創業移住支援事業（以下「移住支援事業・マッチング支援事業」という。）及び地域課題解決型創業支援事業（以下「創業支援事業」という。）に関し、基本的な枠組みを定めるものとする。

(事業の実施)

第2 長野県版総合戦略「しあわせ信州創造プラン 2.0」及び県内の市町村の市町村版総合戦略に基づき、長野県内の担い手不足の解消と移住の促進に資するため、長野県と市町村とが共同して、移住支援事業・マッチング支援事業及び創業支援事業を実施する。

(地域再生計画の作成等)

第3 移住支援事業・マッチング支援事業及び創業支援事業を実施するに当たっては、全国的な仕組みの活用による効果促進と財源の有効活用を図るため、長野県と市町村とが共同して、地域再生計画を作成し、内閣総理大臣の認定を申請するとともに、地方創生推進交付金（以下「推進交付金」という。）の交付を申請するものとする。この場合において、申請等の手続は、市町村の協力を得て、長野県が代表して行うものとする。

(各事業の概要)

第4 移住支援事業・マッチング支援事業及び創業支援事業の概要は、次のとおりである。

1 移住支援事業

長野県が行うマッチング支援事業又は創業支援事業と連携し、東京圏（埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。）、愛知県又は大阪府から移住して、就業又は創業をしようとする者が、県内に転居し就業した場合、又は県内で創業し定着した場合に、長野県とその者の居住地の市町村とが共同して、移住支援金を給付する。

2 マッチング支援事業

長野県は、東京圏、愛知県又は大阪府の求職者に対して訴求力の高いインターネットサイトを開設・運営する（職業安定法(昭和 22 年法律第 141 号)第 4 条第 6 項の募集情報等提供を行う事業）とともに、市町村や経済団体等の協力を得て選定した企業等に、求人広告の作成支援と当該求人広告の当該インターネットサイトへの掲載を行う。

3 創業支援事業

長野県は、創業支援機関を設置して社会的事業の創業を支援し、開業に至った場合に伴走支援を行うとともに開業資金の一部を補助する。

(移住支援事業・マッチング支援事業)

第5 移住支援事業・マッチング支援事業は、次のとおり実施する。

1 移住支援事業

(1) 分担

ア 長野県は、事業の制度設計・全体管理、推進交付金の交付申請、実績報告、受領及び返納等に係る国との窓口・調整業務を担うものとする。

イ 市町村は、移住支援金に関する業務(移住者からの交付申請の受付、支給要件の確認、支給、定着の確認、債権管理)及び移住者支援施策の調整を担うものとする。

(2) 移住支援金の支給及び返還

ア 移住支援金の支給

市町村は、(ア)に定める要件を満たす者のうち、(イ)又は(ウ)に定める要件を満たす就職又は創業をした者の申請に基づき、(エ)に定める手続により、2人以上の世帯にあっては最大100万円、単身の世帯にあっては最大60万円の移住支援金を支給する。

ただし、この事業と趣旨を同じくする国又は県が行う事業による補助金等(補助金等交付規則(昭和34年長野県規則第9号)第2条に規定する補助金等をいう。)の支給の対象となる場合は支給しない。

(ア) 移住等に関する要件

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

a 移住元に関する要件

住民票を移す直前に、連続して5年以上、東京圏(埼玉県、千葉県、東京都及び神奈川県をいう。以下同じ。)、愛知県又は大阪府に在住し、かつ、住民票を移す3か月前の時点において、連続して5年以上就労していたこと。(被用者としての就労の場合にあっては、雇用保険の被保険者としての就労に限る。)

b 移住先に関する要件

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(a) 長野県内に転入したこと。

(b) 推進交付金の交付決定がされた後であって、この要領が施行された日以降に転入したこと。

(c) 移住支援金の申請が、居住地の市町村への転入後3か月以上1年以内の期間になされたものであること。

(d) 長野県内に、移住支援金の申請日から5年以上継続して居住する意思を有していること。

c その他の要件

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(a) 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する者でないこと。

(b) 日本人又は外国人であって、永住者、日本人の配偶者等、永住者の配偶者等、定住者若しくは特別永住者のいずれかの在留資格を有すること。

(c) その他居住地の市町村が移住支援金の対象として不適当と認めた者でないこと。

(イ) 就業先に関する要件

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

- a 勤務地が、東京圏以外の地域に所在すること。
- b 就業先が、長野県が移住支援金の対象としてマッチングサイト（２（１）に定めるマッチングサイトをいう。以下同じ。）に掲載している求人に応募して採用されたものであること。
- c 就業先が３親等以内の親族が代表者、取締役などの経営を担う職務を務める企業等でないこと。
- d 週 20 時間以上の無期雇用契約に基づいて２（１）に規定する企業等に就業し、申請時において当該企業等に連続して３か月以上在職していること。
- e bの求人への応募日が、マッチングサイトに当該の求人が移住支援金の対象として掲載された日以降であること。
- f 当該企業等に、移住支援金の申請日から５年以上継続して勤務する意思を有していること。
- g 転勤、出向、出張、研修等による勤務地の変更ではなく、新規の雇用であること。

(ウ) 創業に関する要件

第６に定める創業支援事業に係る創業支援金の交付決定を受けていること。

(エ) 申請及び支給の手続

a 移住者が行う移住支援金交付対象者登録申請

移住支援金の交付申請を希望する者は、就業者（（ア）及び（イ）に定める要件を満たす者をいう。以下同じ。）にあってはマッチングサイトに掲載された求人の企業等に就業した日からおおむね３か月以内に、創業者（（ア）及び（ウ）に定める要件を満たす者をいう。以下同じ。）にあっては創業支援金の交付決定後速やかに、「移住支援金交付対象者登録申請書」（様式第１号）を移住先の市町村に提出しなければならない。

b 市町村が行う移住支援事業補助金交付申請

市町村は、移住支援金交付申請希望者から「移住支援金交付対象者登録申請書」の提出があったときは、県に対し「ＵＩＪターン就業・創業移住支援事業補助金交付申請書」（補助金交付要綱「様式第１号」）により、補助金の交付申請を行うものとする。

c 移住者が行う移住支援金交付申請

(a) 就業者であって移住支援金の交付を申請しようとする者は、対象企業等に継続して３か月以上在職した者であって、かつ、居住地である市町村への転入後３か月以上１年以内に、「移住支援金交付申請書」（様式第２号）に、対象企業等から交付を受けた「就業証明書」（様式第３号）、本人確認書類並びに（ア）及び（イ）の要件を満たすことを証する書類を添えて、移住先の市町村に提出しなければならない。

(b) 創業者であって移住支援金の交付を申請しようとする者は、創業支援金の交付決定の日から１年以内であって、かつ、居住地である市町村への転入後３か月以上１年以内に、「移住支援金交付申請書」（様式第２号）に、本人確認書類並び

に(ア)及び(ウ)の要件を満たすことを証する書類を添えて、移住先の市町村に提出しなければならない。

d 支給

市町村は、移住支援金の交付決定を受けた場合において、cの申請が(ア)の要件を満たし、かつ、(イ)又は(ウ)の要件に該当すると認めるときは、交付決定兼確定通知書（様式第4号）を申請者に交付し、移住支援金を支給するものとする。

審査の結果、移住支援金の交付を不相当と認める場合、又は予算上の理由等により当該年度における移住支援金の交付ができない場合は、その理由を付して、移住支援金申請却下通知書（様式第5号）により当該申請者に通知するものとする。

イ 移住支援金の返還

(ア) 返還要件

市町村は、移住支援金の支給を受けた者が次に掲げる返還の区分に応じて、それぞれ次に定める要件に該当する場合には、当該移住支援金の全額又は半額に相当する額の返還を請求するものとする。ただし、雇用企業等の倒産、災害、病気その他のやむを得ない事情があると居住市町村が認めた場合、又はその者が引き続き県内に住所を有する場合であって、移住支援金の申請日から1年以上5年以内に移住支援金の要件を満たす職を辞し、かつ、当該職を辞した日から3か月以内に移住支援金の要件を満たす別の職に就いたときは、この限りではない。

a 全額の返還

- (a) 偽りその他不正の手段により移住支援金の交付を受けた場合
- (b) 移住支援金の申請日から、長野県外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年に満たない場合
- (c) 創業支援金の交付決定を取り消された場合

b 半額の返還

移住支援金の申請日から、長野県外に転出し、又は移住支援金の要件を満たす職を辞した日までの期間が、3年以上5年以内である場合

(イ) 債権の回収

移住支援金の受給者が、当該移住支援金を受給した市町村を転出した後の当該移住支援金に係る債権回収については、当該移住支援金を支給した市町村が行うものとする。

(ウ) 国及び県への補助金の返還

返還が生じることとなった移住支援金に係る国及び県の補助額については、当該移住支援金を支給した市町村が、負担割合に応じて県（国庫補助金相当額については県を通じて国に）返還するものとする。

ウ 継続就業、継続居住の確認

(ア) 継続就業の確認

- a 移住支援金の支給市町村は、当該移住支援金の受給者に対し、当該移住支援金の申請日から5年を経過する日までの間、当該申請日から1年ごとに、就業先である事業主が発行する就業証明書の提出を求めるものとする。
- b 移住支援金の受給者は、当該移住支援金の申請日から5年を経過する日までの間、

当該申請日から1年ごとに、就業先である事業主に就業証明書の交付を求めるとともに、これを当該移住支援金の支給市町村に提出しなければならない。

(イ) 継続居住の確認

移住支援金の支給市町村は、当該移住支援金の申請日から5年を経過する日までの間、当該申請日から1年ごとに、当該移住支援金の受給者の住所について、住民基本台帳の閲覧その他の方法により確認するものとする。この場合において、当該受給者が県内の他の市町村に転出したときは、当該他の市町村に対し、当該受給者の住所の確認を依頼するものとする。

エ 移住支援金の支給・返還に係る情報共有

市町村は、移住支援金の申請に関する情報、移住支援金受給者の就業先に関する情報及び移住支援金返還対象者に関する情報を、速やかに長野県と共有するものとする。また、長野県は、創業支援事業に係る交付決定に関する情報を、速やかに関係する市町村共有するものとする。

2 マッチング支援事業

(1) マッチングサイトの開設・運営

長野県は、次に掲げる要件のいずれにも該当する企業等の求人情報及び居住地に関する情報等を掲載するため、マッチングサイトの開設及び運営を行う。

ア 官公庁等でないこと。

イ 資本金又は出資金の額が10億円以上の法人でないこと。

ウ みなし大企業でないこと。

エ 本店所在地が長野県内にある法人であること。

オ 雇用保険の適用事業主であること。

カ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）に定める風俗営業者でないこと。

キ 暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力と関係を有する法人でないこと。

ク 県税の未納がないこと。

(2) 移住支援金の対象企業等の登録

長野県は、(1)に定める要件を満たす企業等を、その申請により、移住支援金に係る就業先の対象となる企業等（以下「対象企業等」という。）として登録するものとする。

ア 対象企業等の登録申請

対象企業等としての登録を受けようとする者は、登録申請書（様式第6号）に、(1)に定める要件を満たすことを証する書類を添えて、長野県に提出しなければならない。

イ 対象企業等の登録

長野県は、アの申請が(1)に定める要件を満たすと認めるときは、対象企業等の登録を行うものとする。

(3) 効果的な求人広告の作成支援

長野県は、対象企業等が効果的な求人広告をマッチングサイトに掲載することができるよう、長野県が依頼した人材紹介会社、金融機関、経済団体等による、求人広告に係るセミナー等の開催、その他の支援を行うものとする。

(4) 対象企業等及び掲載求人情報に係る情報共有

長野県は、マッチング支援における対象企業等及び掲載求人情報を、市町村と共有するものとする。

(創業支援事業)

第6 創業支援事業は、次のとおり実施する。

1 創業支援金の支給

長野県は、県内において、(1)に定める要件を満たす者のうち、(2)に定める要件を満たす事業の創業を行う者に対して、当該創業を行った者が要した(3)に定める経費の2分の1に相当する額を、創業支援金として交付する。ただし、創業支援金の額は最大 200 万円とする。

(1) 対象者に関する要件

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

ア 創業支援事業の公募開始日以降、創業支援事業の事業期間完了日までに個人事業の開業届出若しくは株式会社、合同会社、合名会社、合資会社、企業組合、協業組合、特定非営利法人等の設立を行い、その代表者となる者であること。

イ 長野県内に居住していること、若しくは創業支援事業の事業期間完了日までに長野県内に居住することを予定していること。

ウ 法人の登記又は個人事業の開業の届出を県内で行う者。

エ 法令遵守上の問題を抱えている者ではないこと。

オ 申請を行う者又は設立される法人の役員が、暴力団等の反社会的勢力又は反社会的勢力との関係を有する者ではないこと。

(2) 対象となる事業に関する要件

ア 社会的事業の要件

次に掲げる要件のいずれにも該当すること。

(ア) 本県の地域社会が抱える課題の解決に資すること（社会性）

(イ) 提供するサービスの対価として得られる収益によって自律的な事業の継続が可能であること（事業性）

(ウ) 地域の課題に対し、当該地域における課題解決に資するサービスの供給が十分でないこと（必要性）

(エ) 執行機関が設置する審査委員会において採択を受けていること

イ 長野県の管内で実施する事業であること。

ウ 創業支援事業の公募開始日以降、創業支援事業の事業期間完了日までに新たに創業する事業であること。

(3) 対象経費

新たに創業する者が創業に要する経費

人件費、店舗等借料、設備費、原材料費、借料、知的財産権等関連経費、謝金、旅費、マーケティング調査費、広報費、外注費、委託費 等

2 交付手続

(1) 申請

創業支援金の支給を申請する者は、本人確認書類に加え、1 (1) 及び(2)の要件に該当することを証する書類を長野県に提出しなければならない。

(2) 交付

長野県は、社会的事業に知見を有する者等からなる外部委員会を設置するとともに、当該外部委員会の審査を経て長野県が(1)の申請が1 (1) 及び(2)の要件に該当すると認めるときは、創業支援金を支給するものとする。

3 執行体制

長野県は、創業支援事業の効果的・効率的な執行を図るため、1 及び2の業務を行う執行団体（事務局）を置くこととする。

（財源の負担割合）

第7 財源の負担割合は、次のとおりとする。

1 第5の1に定める移住支援事業

(1) 移住支援金のうち、東京23区在住者又は東京圏在住者で東京23区通勤者に係るものの地方負担については、長野県が2分の1、市町村が2分の1を負担するものとし、長野県は、当該2分の1に相当する額に、移住支援金に充てるために国から地方創生推進交付金として交付を受けた額を加えた額を市町村に交付するものとする。

(2) 移住支援金のうち、東京圏在住者（東京23区在住者及び東京23区通勤者を除く。）並びに愛知県及び大阪府在住者に係るものの負担については、長野県が2分の1、市町村が2分の1を負担するものとし、長野県は、当該2分の1に相当する額を市町村に交付する。

2 第5の2に定めるマッチング支援事業

事業費の地方負担については、長野県が負担する。

3 第6に定める創業支援事業

事業費の地方負担については、長野県が負担する。

（協力）

第8 長野県と市町村は、移住支援事業・マッチング支援事業及び創業支援事業を円滑に実施するため、相互に協力するものとする。

（雑則）

第9 この要領に定めるもののほか、移住支援事業・マッチング支援事業の実施に必要な事項は、長野県と市町村が協議して定める。

附 則

この要領は、平成31年4月1日から実施する。